

共同研究契約書

愛知学院大学（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、次の各条によって共同研究契約（以下「本契約」という。）を締結するものとする。

（定義）

第1条 この契約において「共同研究」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- （1）甲において乙から**研究者及び研究経費等**を受け入れて、甲の研究者が乙の研究者と共通の課題について共同して行う研究
- （2）甲及び乙において共通の課題について分担し、甲に乙の**研究者及び研究経費等又は研究経費等**を受け入れて行う研究

2 本契約書において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

一 「研究成果」とは、本契約に基づき得られたもので、実績報告書中で成果として確定された共同研究の目的に係る発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ等の技術的成果をいう。

二 「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。

イ 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権、商標法（昭和34年法律第127号）に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利

ロ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利

ハ 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）の著作権並びに外国における上記各権利に相当する権利（論文、書籍、講演、その他これらに準じる著作物に関するものは含まれない。）

ニ 秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産価値のあるものの中から、甲乙協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）

3 本契約書において「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、商標権、回路配置利用権及びプログラム等の著作物の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウの対象となるものについては案出をいう。

4 本契約書において、知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、商標法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条

第5項に定める行為、著作権法第2条第1項第15号及び同項第19号に定める行為並びにノウハウの使用をいい、外国でのかかる行為も含まれるものとする。

5 本契約書において「専用実施権等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 特許法に規定する専用実施権、実用新案法に規定する専用実施権、意匠法に規定する専用実施権、商標法に規定する専用使用権
- 二 半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する専用利用権
- 三 種苗法に規定する専用利用権
- 四 第1項第2号ロに規定する権利の対象となるものについて独占的に実施をする権利
- 五 プログラム等の著作権に係る著作物について独占的に実施をする権利
- 六 第1項第2号ニに規定する権利に係るノウハウについて独占的に実施をする権利

6 本契約書において「研究担当者」とは、本共同研究に従事する甲又は乙に属する本契約の別表第1に掲げる者及び本契約第4条第2項に該当する者をいう。また、「研究協力者」とは、本契約の別表第1及び本契約第4条第2項記載以外の者であって本共同研究に協力する者をいう。

(共同研究の題目等)

第2条 甲及び乙は、次の共同研究(以下「本共同研究」という。)を実施するものとする。

(1) 研究題目

(2) 研究目的

(3) 研究分担 (別表第1のとおり)

(4) 研究実施場所 (別表第3及び別表第4のとおり)

(研究期間)

第3条 本共同研究の研究期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

(共同研究に従事する者)

第4条 甲及び乙は、それぞれ別表第1に掲げる者を本共同研究の研究担当者として参加させるものとする。

2 甲は、乙の研究担当者のうち甲の研究実施場所において本共同研究に従事させる者を民間等共同研究員(以下「共同研究員」という。)として受け入れるものとする。

3 甲及び乙は、甲又は乙に属する者を新たに本共同研究の研究担当者として参加させようとするときはあらかじめ相手方に書面により通知し、承諾を得るものとする。

(研究協力者の参加及び協力)

第5条 甲乙のいずれかが、共同研究遂行上、研究担当者以外の者の参加ないし協力を得ることが必要と認めた場合、相手方の同意を得た上で、当該研究担当者以外の者を研究協力者として本共同研究に参加させることができる。

2 当該研究担当者以外の者を研究協力者に加えるよう相手方に同意を求めた甲又は乙は、研究協力者となる者に本契約内容を研究担当者と同様に遵守させなければならない。

(実績報告書の作成)

第6条 甲及び乙は、双方協力して、本共同研究の実施期間中に得られた研究成果についての報告書(「愛知学院大学民間等共同研究取扱規程」の「別紙様式3」の内容を満たすもの)を本共同研究完了の翌日から30日以内にとりまとめるものとする。

(ノウハウの指定及び秘匿期間の決定)

第7条 甲及び乙は、協議の上、報告書に記載された研究成果のうち、ノウハウに該当するものについて、速やかに指定するものとする。

2 ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。

3 前項の秘匿すべき期間は、甲乙協議の上、決定するものとし、原則として、本共同研究完了の翌日から起算して3年間とする。ただし、期間指定後において必要があるときは、甲乙協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができる。

(経費の負担)

第8条 乙は、別表第2に掲げる研究経費及び研究料を負担するものとし、本共同研究に要する経費の負担は、それぞれ次の各号に定めるところによるものとする。

一 甲は、甲の施設・設備を共同研究の用に供するとともに、当該施設・設備の維持管理に必要な経常経費を負担するものとする。

二 乙は、第4条に規定する共同研究員を甲の研究施設に派遣する場合には、研究料として、6ヶ月につき210,000円(消費税別)を支払う。ただし、月割計算はしないものとする。

三 乙は、前項の規定により負担するもののほか、謝金、旅費、研究支援者(アルバイト)等の人件費、消耗品費、設備費、光熱水料、一般管理費等の直接及び間接的な経費(以下「研究経費」という。)を負担するものとする。

なお、本学が受入れた研究経費の取扱いについては、別に定める。

四 甲は、必要に応じ、予算の範囲内において、前項に定める研究経費の一部を負担することができるものとする。

五 第1条第1項第2号に規定する共同研究の場合、乙が分担して受け持つ研究に要する経費等は、乙の負担とするものとする。

六 乙は、研究料、研究経費を、原則として本共同研究の開始前に甲に納付するものとする。ただし、乙は、共同研究契約時の甲との協議により、本共同研究開始後に納付することができる。

(研究経費の納付等)

第9条 乙は、別表第2に掲げる本共同研究に係る研究経費を甲の発する請求書により、当該請求書に定める期限までに甲の指定する銀行口座へ納付しなければならない。

2 乙は前項の規定により甲が発した請求書の納付期限までに研究経費を納付しないときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額に年5%の割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

3 第1項により納付された研究経費の経理は甲が行う。ただし、乙は本契約に関する経理書類の閲覧を甲に申し出ることができる。甲は乙からの閲覧の申し出があった場合、これに応じなければならない。

(研究経費により取得した設備等の帰属)

第10条 別表第2に掲げる研究経費により甲が取得した設備等は、甲に帰属するものとする。

2 第8条5号の経費により乙が取得した設備等は、乙に帰属するものとする。

(施設・設備の提供等)

第 1 1 条 甲及び乙は、別表第 3 及び第 4 に掲げるそれぞれの施設・設備を本共同研究の用に供するものとする。

2 甲は、本共同研究の用に供するため、乙から別表第 3 に掲げる乙の所有に係る設備を乙の同意を得て無償で受け入れ、共同で使用するものとする。なお、甲は乙から受け入れた設備について、その据付完了の時から返還に係る作業が開始される時まで善良なる管理者の注意義務をもってその保管にあたらなければならない。

3 前項に規定する設備の搬入及び据付けに要する経費は、乙の負担とする。

(研究の中止又は期間の延長)

第 1 2 条 天災その他研究遂行上やむを得ない事由があるときは、甲乙協議の上本共同研究を中止し、又は研究期間を延長することができる。この場合において、甲又は乙はその責を負わないものとする。

(研究の完了又は中止等に伴う研究経費等の取扱い)

第 1 3 条 本共同研究を完了し、又は前条の規定により、本共同研究を中止した場合において、第 9 条第 1 項の規定により納付された直接経費の額に不用が生じた場合は、乙は甲に不用となった額の返還を請求できる。甲は乙からの返還請求があった場合、これに応じなければならない。

2 甲は、研究期間の延長により、第 9 条第 1 項の規定により納付された研究経費に不足を生じる恐れが発生した場合には、直ちに乙に書面により通知するものとする。この場合において、乙は甲と協議の上、不足する研究経費の全部又は一部を負担しなければならない。

3 甲は、本共同研究を完了し、又は中止したときには、第 1 1 条第 2 項の規定により乙から受け入れた設備を研究の完了又は中止の時点の状態乙に返還するものとする。この場合において、撤去及び搬出に要する経費は、乙の負担とする。

(知的財産権の帰属及び出願等)

第 1 4 条 甲及び乙は、本共同研究の実施に伴い発明等が生じた場合には、速やかに相互に通知しなければならない。

2 甲又は乙はそれぞれ、甲又は乙に属する研究担当者が本共同研究の結果、単独で発明等を行ったときは、それぞれに単独帰属とし、単独で出願等の手続きを行うものとするが、当該発明等に係る知的財産権(著作権及びノウハウを除く。)出願等の前にあらかじめ乙又は甲の文書による確認を得るものとする。この場合、出願手続き及び権利保全に要する費用は、出願等を行うおとする者が負担するものとする。ただし、出願及び権利保全の義務を負うものではない。

3 甲及び乙は、甲に属する研究担当者及び乙に属する研究担当者が本共同研究の結果共同して発明等を行い、当該発明等に係る出願等を行うおとするときは、当該知的財産権に係る甲及び乙の持分を協議して定めた上で、別途締結する共同出願等契約にしたがって共同して出願等を行うものとする。ただし、甲又は乙が当該知的財産権を相手方から承継した場合は、甲又は乙は単独で出願等するものとする。

(外国出願)

第 1 5 条 前条の規定は、外国における発明等に関する知的財産権(著作権及びノウハウを除く。)の設定、登録、出願、維持、権利保全(以下「外国出願」という。)についても準用する。

2 甲及び乙は、外国出願を希望する場合、日本での出願後5ヶ月以内に相手方に通知するものとし、外国出願にあたっては、双方協議の上行うものとする。

(知的財産権の優先的实施等)

第16条 甲は、乙又は乙の指定する者に対して、本共同研究に関して甲が単独で所有するあるいは乙との共有に係る知的財産権(以下「本知的財産権」という。)について、出願したときから5年間優先的に実施権を付与する。

2 甲は、乙又は乙の指定する者から優先的な実施権の付与期間の延長を求められたときは、その者と協議の上、必要な期間を延長することができるものとする。

3 乙は、本知的財産権に関して優先的な実施権を付与された期間、本知的財産権を実施するために必要な努力を払うものとする。

(第三者に対する実施の許諾等)

第17条 甲及び乙は、甲又は乙又は乙の指定する者以外の任意の第三者(技術移転機関を除く。)(以下「第三者」という。)に対して共有する本知的財産の持分を譲渡し、それを目的として質権を設定しようとする場合、又は専用実施権等を設定し、若しくは通常実施権等を許諾しようとする場合は、その旨について事前に相手方の同意を得るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、前条の規定により優先的に実施権を付与している知的財産権について、第三者には実施の許諾を行わない。ただし、甲は、乙又は乙の指定する者が、前条に規定する優先的実施の期間の第2年次以降において正当な理由なく前条第3項の努力義務を履行しないときは、第三者に対し当該特許権等の実施を許諾することができる。

(技術移転機関の利用)

第18条 甲は、本知的財産権の実施又は譲渡を行うときは、技術移転機関を利用することができるものとする。この場合において、技術移転機関に対して、共有している本知的財産権の専用実施権等を設定すること、通常実施権等を許諾すること又は本学の持分の全部若しくは一部を譲渡することができるものとする。

2 甲は、本知的財産権のうち、本学が所有する持分を技術移転機関に譲渡する場合は、技術移転機関が共同研究契約に定める甲の権利及び義務を甲に代わり履行するよう措置するものとする。

(実施契約)

第19条 甲及び乙は、第16条1項の規定により乙又は乙の指定する者が本知的財産権を実施する場合には、別に定めがない限り、甲への実施料の支払い等を定めた実施契約を締結するものとする。

2 甲は、乙又は乙の指定する者から前項に基づく実施契約締結の申し入れがあった場合には、実施料等の支払い条件を定めるための協議に応じるものとする。

3 甲は、第17条2項の規程により、本知的財産権について、第三者が実施する場合は、甲への実施料の支払い等を定めた実施契約を締結するものとする。

(情報交換)

第20条 甲及び乙は、本共同研究の実施に必要な情報、資料を相互に無償で提供又は開示するものとする。ただし、甲及び乙以外の者との契約により秘密保持義務を負っているものについては、この限りではない。

2 提供された資料は、本共同研究完了後又は本共同研究中止後相手方に返還するものとする。

(秘密の保持)

第 2 1 条 甲及び乙は、本共同研究の実施に当たり、相手方より開示若しくは提供を受け又は知り得た技術上及び営業上の一切の情報について、別表第 1 の研究担当者以外に開示・漏洩してはならない。また、甲及び乙は、相手方より開示を受けた情報に関する秘密について、当該研究担当者がその所属を離れた後も含め保持する義務を、当該研究担当者に対し負わせるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

- 一 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
- 二 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報
- 三 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報
- 四 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報
- 五 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報
- 六 書面により事前に相手方の同意を得た情報

2 甲及び乙は、相手方より開示若しくは提供を受け又は知り得た技術上及び営業上の一切の情報を本共同研究以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合はこの限りではない。

3 前 2 項の有効期間は、第 2 条の本共同研究完了後又は研究中止後 2 年間が経過するまでとする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

(研究結果の公表)

第 2 2 条 甲又は乙及び甲又は乙に属する研究担当者は、前条の守秘義務に違反しない範囲において、本共同研究の存在、経過及び成果につき、書面による事前の相手方の同意を得た上で、論文、学会発表、その他の方法で公表することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特許等の知的財産権の出願の機会を確保するために、本共同研究の完了又は中止の時点から 2 ヶ月が経過するまでの間、両当事者は本共同研究の成果（研究成果報告書の内容を含むがこれに限定されない。）を秘密として保持し、他方当事者の同意なしに公表又は第三者への開示を行わないものとする。ただし、前項により公表された内容について乙はかかる義務を負わない。

(契約の解除)

第 2 3 条 甲は、乙が第 9 条第 1 項に規定する研究経費を所定の納付期限までに納付しないときは、本契約を解除することができる。

2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当し、催告後 3 0 日以内に是正されないときは本契約を解除することができるものとする。

- 一 相手方が本契約の履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき
- 二 相手方が本契約に違反したとき
- 三 相手方が破産、営業取消、解散等の事由により、本共同研究を継続することが困難となった場合

(損害賠償)

第 2 4 条 甲又は乙は、前条に掲げる事由及び故意又は重大な過失によって相手方に損害を与え

たときには、その損害を賠償しなければならない。(研究担当者その他本契約に基づく業務に従事している組織内の人員の故意又は重大な過失を含む。)

(契約の有効期間)

第25条 本契約の有効期間は、第3条に定める期間とする。

2 本契約の終了又は解除後も、第6条、第7条、第13条から第22条、第24条及び第27条の規定は、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

(協議)

第26条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

(裁判管轄)

第27条 本契約に関する訴えは、名古屋地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管するものとする。

平成 年 月 日

(甲) 愛知県日進市岩崎町阿良池12

愛知学院大学

学長 佐藤 悦成 印

(乙)

印

別表第1（第1条、第2条、第4条、第21条関係）

区分	氏名	所属部局・職名	本研究における役割
甲 研究担当者			
乙 研究担当者			

「 」は研究代表者を示す。

「 」は甲の研究施設に派遣する共同研究員を示す。

別表第2（第8条、第9条、第10条関係）甲の施設における共同研究の研究経費及び研究料

研究経費 (うち間接経費)	円 (円)
研究料	円
計 (うち間接経費)	円 (円)

別表第3（第2条、第11条関係）甲の施設において本共同研究に供する施設・設備

区分	施設の名称	設 備		
		名 称	規 格	数 量
甲				一式
乙				一式

別表第4（第2条、第11条関係）乙の施設において本共同研究に供する施設・設備

区分	施設の名称	設 備		
		名 称	規 格	数 量
乙				一式